

## 「都道府県における移行期医療支援体制の構築に係るガイド」（骨子案）

### 第 1 移行期医療の現状と課題

#### 1 移行期医療の現状

- ・近年、小児慢性疾患の患者全体の死亡率は減少し、多くの患者の命が救われるようになってきた。
- ・一方で、原疾患に対する治療や合併症への対応が長期化し、思春期、さらには成人期を迎える患者が多くなってきている。
- ・こうした小児期から成人への移行期にある患者に対して、現状においては、小児期医療、成人期医療いずれも、必ずしも適切な医療を提供できていない。

#### 2 移行期医療における課題

移行期医療における課題は、大きく分けて医療体制と患者自律（自立）支援の2つの側面がある。

##### （1）医療体制の課題

- 小児診療科と成人診療科の連携が十分になされていない。
- 小児診療科の医師のみによる成人期医療の提供は、診療内容が不十分になる可能性がある。
- 成人診療科の医師が小児慢性疾患の患者の診療に必要な知識や臨床経験を積む機会が限られている。
- 遺伝性を有する小児慢性疾患の患者の妊娠・出産に関して、医療従事者の経験・知識が限られている。

##### （2）患者自律（自立）支援の課題

- 小児慢性疾患の患者は、医師や親への依存度が高い傾向にある。
- 小児診療科から転科してきた小児慢性疾患の患者とその保護者は、成人期医療に総合診療科的な役割を求める傾向にある。

### 第 2 移行期医療支援の基本的考え方と目指すべき方向性

#### 1 課題解決に向けた基本的考え方

移行期医療の類型については、日本小児科学会による「小児期発症疾患を有する患者の移行期医療に関する提言」においては、以下の場合に分けられている。

- (1) 小児診療科の医師から成人診療科の医師に段階的に引き継ぎ、転科することが可能な場合。
- (2) 小児診療科の医師が先天性の疾患や障害については診療を継続しつつ、他の健康問題や成人期の疾患については成人診療科の医師に引き継ぐことができる併診可能な場合。
- (3) 小児診療科の医師が成人期も引き続き診療する場合。

また、医療体制を整備するだけでなく、成人期医療への移行に向けた患者・家族の自律（自立）支援のための教育が必要である。

医療体制整備と患者自律（自立）支援の双方が有機的に機能することにより、はじめて移行期医療が促進され、小児慢性疾患の患者の成人期医療への適切な移行が可能となる。

## 2 目指すべき方向性

### (1) 医療体制整備

- 診療科・医療機関間の調整等を行うなど、移行期医療支援の拠点的役割を担う機関を整備する。
- 移行期医療支援に関する医療従事者向けガイドを作成し、成人診療科医師が活用できるよう提供する。

### (2) 患者自律（自立）支援

- 小児慢性疾患の患者及び家族に対する相談支援体制を充実させる。
- 成人期医療について、患者、家族の理解を深めていく。

## 第3 移行期医療支援体制の構築

移行期医療支援体制を構築するために以下の1から3の機能を整備することが必要。

### 1 各関係機関の調整や患者自律（自立）支援など、移行期医療を総合的に支援する機能（移行期医療支援センター（仮称））

#### (1) 役割

- ・ 成人期の小児慢性疾患の患者に対応可能な医療機関の情報を把握・公表
- ・ 小児期の医療機関と成人期の診療科・医療機関の連絡調整・連携支援
- ・ 患者自律（自立）支援を円滑に進めるための必要な支援

#### (2) 具体的な取組内容

- ・ 連絡体制の整備
- ・ 医師、患者等からの相談に応じる体制の整備

- ・ 在宅介護や緊急時の受け入れ医療機関の確保等が必要になる患者に対する支援
- ・ 各医療機関の実施する患者自律（自立）支援の取組の支援
- ・ 小児慢性特定疾病児童等自立支援員との連携
- ・ 移行期医療支援の進捗状況の評価、改善策の検討

## 2 移行期医療につなげる機能（小児期の医療機関）

### （1）役割

- ・ 移行期医療支援につなげる
- ・ 必要に応じて、成人後も患者を診療

### （2）具体的な取組内容

- ・ 成人診療科・医療機関との協力による患者にとって最も良い移行期医療の提供
- ・ 移行期医療支援の必要な患者に自律（自立）を促す取組
- ・ 移行期医療支援センター（仮称）の実施する進捗状況の把握に係る調査等に協力

## 3 移行期医療を提供する機能（成人期の医療機関）

### （1）役割

- ・ 必要に応じて、小児慢性疾患の患者に対する成人期診療の提供

### （2）具体的な取組内容

- ・ 小児診療科・医療機関との協力による患者にとって最も良い移行期医療の提供
- ・ 総合的に患者を診療する機能を有する診療部門に相談できる体制の整備
- ・ 必要に応じて、産婦人科、精神科、心療内科に相談できる体制の整備
- ・ 移行期支援の必要な患者に自律（自立）を促す取組
- ・ 移行期医療支援センター（仮称）の実施する進捗状況の把握に係る調査等に協力

## 第4 移行期医療支援体制構築のための留意事項